



新型コロナウイルス感染症にかかる 診療報酬上の臨時的な取り扱い ～ 初診時の電話診療・オンライン診療編 ～

令和 2年 4月11日

診療報酬サポートチームMSG

有限会社メディカルサポートシステムズ
公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
神奈川県支部副支部長
認定医業経営コンサルタント第5590号

細 谷 邦 夫

電話・オンライン診療による初診料



- ◆ 初診から電話や情報通信機器を用いた診療により
診断や処方をする場合 214点
 - ▶ 診療継続中の患者で新たな疾患が発生した場合の取り扱いは従前通り
 - ▶ 電話等再診料を算定
 - ▶ 処方が発生した場合は以下の点数を算定可能
 - ▶ 院外処方：処方箋料
 - ▶ 院内処方：調剤料、処方料、調剤技術基本料、薬剤料
 - ▶ これに伴い調剤薬局では電話による服薬指導が認められています
 - ▶ 本来はオンライン診療料を算定した患者にオンラインでの服薬指導が認められています
- ◆ これから解説する内容は飽くまでも時限的措置です
 - ▶ 3ヶ月毎に見直しがなされます（次回は7月初旬、10月初旬・・・）
- ◆ 今までの電話再診の対応に関する通知がリセットされています
 - ▶ 新たなルールが出来たと考えて算定をお願いします

電話・オンライン診療による初診料



- ▶ 算定における留意点
 - ▶ 電話やオンライン診療により診断や処方が医学的に可能であると判断した範囲において算定可能
 - 当該医師の責任の下で
- ▶ 処方内容の留意点
 - ▶ 麻薬・向精神薬の処方不可
 - ▶ 患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で診断や処方を行う
 - 過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク、健康診断の結果等(以下「診療録等」)
 - ▶ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合
 - 処方日数は7日間を上限
 - 麻薬及び向精神薬の処方不可(再掲)
 - ハイリスク薬(抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等)の処方不可
 - » 薬剤管理指導料の1の「特に安全管理が必要な医薬品」

電話・オンライン診療による初診料



- ▶ 算定要件(以下の条件を満たすこと)
 - ▶ 医師から患者への十分な情報提供と説明
 - 初診から電話や情報通信機器を用いた診療が適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等
 - その説明内容について診療録に記載
 - ▶ 対面による診療が必要と判断される場合
 - 地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを意識
 - 電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行
 - それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介

電話・オンライン診療による初診料



- ▶ 算定要件(以下の条件を満たすこと)
 - ▶ 患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方防止
 - テレビ電話による診療を行う場合
 - ≫ 被保険者証により受給資格確認
 - ≫ 医師は顔写真付きの身分証明書により本人確認
 - 音声通話の電話を用いて診療を行う場合
 - ≫ 被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付させる
 - ≫ 被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等
 - ≫ 上記に示す方法で本人確認が困難な患者
 - ≫ 電話で氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認
 - 被保険者証の確認に加えて患者の本人確認を行う場合には、「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」を参照(次ページ)
 - 虚偽申告による処方が疑われる事例があった場合は、その旨を都道府県に報告

電話・オンライン診療による初診料



- ▶ 保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について(令和2年1月10日)の要旨
 - ▶ 過去の診療履歴等に照らして血液型や身長が違っているなど、本人であることに合理的な疑いがある場合は、個別に本人確認を行うことは差し支えない。
 - ▶ 本人確認が不要と思われる事例
 - 過去の診療履歴等により本人であることが明らかである
 - 本人確認書類の提示が困難な子ども 等
 - ▶ 書類等による本人確認(写真付き身分証の例)
 - 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類(身体障害者手帳等)
 - ▶ 留意事項
 - 国籍に応じて本人確認の実施の有無を判断しない
 - 本人確認書類が提示されないというだけで保険診療を否定しない
 - » 全ての患者が顔写真付きの本人確認書類を所持しているわけではない
 - ▶ 周知等について
 - 保険医療機関等において事前に掲示等を行う 等

電話・オンライン診療による初診料



- ▶ 地域医療情報連携ネットワークとは
 - ▶ 患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報(患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等)を電子的に共有・閲覧できる仕組み
 - ▶ 全県的なネットワークは中国・四国、東北辺りが多い
 - まねネット(島根)、おしどりネット(鳥取)、晴れやかネット(岡山)、HMネット(広島)
 - あおもりメディカルネット(青森)、秋田ハートフルネット(秋田)、べにばなネット等4エリア(山形)、みんなのみやぎネット(宮城)、キビタン健康ネット(福島)など

電話診療・オンライン診療による再診料



◆ 電話等再診料	73点
◆ 特定疾患療養管理料	147点

- ▶ 特定疾患療養管理料 情報通信機器を用いた場合 100点が点数アップ
 - ▶ 慢性疾患を有する定期受診患者
 - ▶ 電話診療やオンライン診療を行う以前より、対面診療で診療計画等に基づき療養上の管理を実施
 - ▶ 電話診療やオンライン診療を行う場合でも診療計画に基づく管理を実施
- ▶ 「情報通信機器を用いた場合」が設定されている指導料を147点で算定可
 - ▶ 小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料
 - ▶ 電カル・レセコンへの入力は新規のマスターコードが出ているのでレセコン代理店からの案内を確認してください

電話診療・オンライン診療による再診料



▶ 算定要件

- ▶ 感染が収束して本事務連絡が廃止された後に診療を継続する場合は対面診療を行う

- ▶ 既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について
 - これまでも処方されていた医薬品を処方可能
 - 事前に診療計画が作成されていない場合でも差し支えない
 - 当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をして差し支えない

- ▶ オンライン診療を行っている場合
 - オンライン診療を行う前に作成していた診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記するとともに、当該診療計画の変更について患者の同意を得ておく
 - 追記を行う場合は、オンライン診療により十分な医学的評価を行う

- ▶ オンライン診療や電話診療を行っていない場合
 - 電話や情報通信機器を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し、同意を得る
 - その説明内容について診療録に記載

薬剤の配送等について

MS

◆ 薬剤の配送等

- ▶ 患者と相談の上以下の点に留意して渡すこと(主に院内処方)
 - ▶ 薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認
 - ▶ 温度管理を含む品質の保持に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤
 - 適切な配送方法を利用
 - 従事者が届ける
 - 患者又はその家族等に来院を求める等
 - 書留郵便等確実な授与等がなされる方法
 - ▶ 患者が支払う配送料及び薬剤費等
 - 配送業者による代金引換
 - 銀行振込
 - クレジットカード決済
 - その他電子決済等

その他

処方箋の取り扱いについて

NS

- ◆ 患者が薬局から電話や情報通信機器による服薬指導等を希望した場合
 - ▶ 処方箋の備考欄に「0410対応」と記載
 - ▶ 薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付
 - ▶ 患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局へ
 - ▶ 医師は診療録に送付先の薬局名を記載
 - ▶ 医療機関は処方箋原本を保管
 - ▶ 処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付
 - ▶ 電話・オンラインによる初診の場合で診療録等から患者の基礎疾患を把握できない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記

その他

◆ 一部負担金の徴収方法について

- ▶ 銀行振込
- ▶ クレジットカード決済
- ▶ 電子決済 等

◆ 新型コロナウイルス罹患患者を診察した場合

- ▶ 軽症者の自宅・宿泊療養者を、前医より情報提供を受けた上でオンラインで診療する。処方箋には「CoV自宅」「CoV宿泊」と記載
- ▶ 一般病院での人工呼吸管理に対して遠隔ICU(D to P with D)が可能

◆ 電話等による診療の広告

- ▶ オンライン診療、電話や情報通信機器を用いた診療を実施している旨を広告可能

◆ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

- ▶ 令和2年4月以降、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならない
- ▶ 新型コロナウイルス感染症による時限的・特例的な取扱いが継続している間は、当該研修を未受講でもオンライン診療、電話診療が実施可能
- ▶ 感染が収束して本事務連絡が廃止された場合は、研修を受講した医師以外はオンライン診療の実施不可

◆ 医療機関から都道府県へ

- ▶ 診察状況を別添1の様式で毎月報告

◆ 都道府県

- ▶ 電話等による診療を実施している医療機関を把握し公表する

廃止された通知

- ◆ 4月10日事務連絡では以下の通知が廃止
 - ▶ 「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)
 - ▶ 「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年3月19日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)
- ◆ 下記の通知で上記の通知を参照している箇所は、4月10日事務連絡の該当箇所と読み替える
 - ▶ 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その2)」(令和2年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡)
 - ▶ 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その3)」(令和2年3月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡)
 - ▶ 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その5)」(令和2年3月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡)
 - ▶ 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その6)」(令和2年3月19日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

ご清聴ありがとうございました

本日の資料はMSSホームページ及び
Youtubeリンクからダウンロードできます

<http://www.medsus.jp/index.shtml>

このスライドは4月11日時点の内容です
今後のQ&A等を必ずご確認ください



診療報酬研究会著の診療報酬マニュアルが
じほう社より刊行予定です。

『患者さんと共有できる外来点数マニュアル
2020年度版』